

涌谷町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年11月25日

涌谷町監査委員 遠藤 要之助

同 竹中 弘光

定期監査、行政監査及び財政援助団体監査結果報告書

1 監査の基準

本監査は涌谷町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条の規定による定期監査、行政監査及び財政援助団体監査

3 監査の対象（範囲）及び対象課等

令和元年度から令和3年度に執行された次の公の施設に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

(1) 施設 健康文化複合温泉施設、研修館、健康パーク、わくや万葉の里

(2) 所管課 総務管理課及び企画財政課

(3) 指定管理者 一般社団法人 涌谷町地域振興公社（以下「振興公社」という。）

4 監査の着眼点

(1) 所管課関係

ア 指定管理者を導入した根拠規定及び目的、趣旨は生かされているか。

イ 協定書には、必要事項が記入されているか。

ウ 指定管理者への指揮監督は適切に行われているか。

エ 業務の履行は、事業報告書により適切に行われているか。

オ 指定管理料の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正に行われているか。

カ 産直、レストランなどの施設の中での位置付け、指定管理者との関係、町との関係、根拠規定、契約書等書類、財務関係は適切か。

(2) 指定管理者関係

ア 施設は協定書の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 施設管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

ウ 企画提案時の提案内容等は履行されているか。

エ 事業計画書、事業報告等は適正に提出されているか。

オ 利用促進のための努力がなされ、常に経営の改善に取り組んでいるか。

カ 公の施設の管理に係る内部規定等は整備されているか。

キ 備品台帳及び備品の管理状況は適切か。

ク 産直、レストランなどの施設の中での位置付け、指定管理者との関係、町との関係、根拠規定、契約書等書類及び財務関係は適切か。

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和4年10月3日（月）及び4日（火）

(2) 監査の場所

涌谷町役場監査委員室及び健康文化複合温泉施設（わくや天平の湯）

(3) 監査委員

涌谷町監査委員（代表監査委員） 遠 藤 要之助
同 竹 中 弘 光

(4) 監査の方法

監査の対象となった監査対象担当課から関係書類の提出を求め調査するとともに、担当職員及び指定管理者のヒアリング等を実施した。

6 監査の結果

(1) 総務管理課

ア 健康パーク（以下「パーク」という。）の指定管理者及び業務の管理・監督、指揮、監視（モニタリング）については、決算審査においての指摘が一部改善されたと確認されるが、まだ不十分である。諸事情があるにしろ、業務を確実に履行するための工夫が足りない。

イ パークの指定管理について、涌谷町健康と福祉の丘設置条例第2条（設置）第2項に規定されている施設の名称及び位置には載っているが、第4条（指定管理者による管理）には含まれていない。パークが指定管理になってから10年が経過しようとしている今日まで条例が改正されておらず、条例違反状態が放置されていた。

ウ 研修館の業務内容は、利用者の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響が落ち着くとともに、令和3年度の各事業（宿泊（有料、無料）トレーニングルーム）は、令和元年度には及ばないが、利用者数は回復傾向にある。

エ 研修館の無料宿泊利用者が毎年度一定数（平成30年度289人、令和元年度150人、令和2年度99人、令和3年度434人）あるが、その多くは病院関係者と聴いている。以前から、経理の不明確さにより、指定管理料の算定が曖昧となる可能性があるため、改善すべきと口頭を含め指摘してきたが、令和3年度末でも、まだ改善されていない。

○基本協定書第21条（3）による報告書から抜粋

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
研修館 宿泊者数	2,464人	1,333人	2,857人
対元年度比率		54.1%	115.95%
トレーニング ルーム利用者数	6,830人	4,347人	4,451人
対元年度比率		63.65%	65.17%

(2) 企画財政課

ア 健康文化複合温泉施設（以下「天平の湯」という。）においては、入浴者数が令和元年度をベースにすると、令和2年度は55.2%まで落ち込んだが、令和3年度は64.2%まで回復している。

○基本協定書第21条（3）による報告書から抜粋

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入浴者数	138,910人	76,802人	89,192人
対元年度比率		55.29%	64.21%

イ わくや万葉の里（以下「天平ろまん館」という。）の入館数（歴史館、砂金採り体験）では、令和3年度は令和2年度と比較して回復傾向にある。

○基本協定書第21条（3）による報告書から抜粋

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歴史館	7,355人	1,977人	5,316人
対元年度比率		26.88%	72.28%
砂金採り体験	5,215人	2,334人	4,309人
対元年度比率		44.76%	82.63%

ウ 天平の湯及び天平ろまん館のテナント（レストラン、マッサージ、自販機等）の貸付条件などの詳細が把握されていない。

エ 天平の湯及び天平ろまん館の基本協定書別紙3に記載されている備品（以下「協定書備品」という。）の現況（喪失、紛失、損壊、型式不釣り合い等で使用不能、新たな備品）が把握されていない。

オ 振興公社の令和3年度決算書類貸借対照表によれば、流動資産額4,426千円に対し、流動負債額15,129千円とあるが、その差額は10,703千円となり、この不均衡は売上利益の先食い状態と見られる。また、固定負債25,000千円は、決算数値から見ても経営体力から見て過大と思われる。

(3) 振興公社

ア ここ2、3年は新型コロナの影響で、自主事業を実施していないので、他の事業（温泉入浴、歴史館、砂金採り体験、レストラン、自販機）の売上げに影響が出ている。10%以上の影響は、ほかの経費も含め、町から指定管理料の補てん

を受けている。

イ 天平の湯及び天平ろまん館の協定書備品の現況確認は、8割程度まで進んでいるが、一部使用不能、紛失等により、確認ができないものもある。

ウ ろまん館の入館者数が回復してきているので、常設展示や企画展示の検討を考えている。

オ 天平の湯及び天平ろまん館のテナント等との契約書の整理が不適切である。

カ パークの管理については、今までも様々な指摘をしてきたが、昨今一定の改善が見られるものの管理業務においても、業務報告書類においても、まだ不十分である。

7 監査の意見

(1) パークについては、長年の間、指定管理施設として業務が行われてきたが、条例に違反した状態での指定管理であったことは、誠に遺憾に感じる。

(2) パークの業務の管理、監督、指揮及び監視について、所管課及び指定管理者に対し同じ内容の指摘を繰り返してきたが、一向に改善されないのは、所管課担当者が常に監視を怠らず、提出された報告業務書類の分析を行い、業務計画書との差異に基づいた指揮及び命令を行うということが適切になされておらず、その内容が指定管理者や現場担当者に的確に伝わっていないため業務改善がなされず、結果、現場は荒れ放題となっている。

来年度（令和5年度）は、管理方式を変更する方針であるようだが、いずれにしても、あれだけの宝の山である町有財産を、現況のような荒れ放題にせず、町民に愛され、親しまれる公園として維持していくべきである。

(3) 研修館無料宿泊利用者の在り方は、指定管理料の算定をあいまいにする要因となるので、改善すべきと長年指摘してきたが、まだ改善されていないことが確認された。しかし、来年度（令和5年度）からは、改めることを確認したので、今後は適切に対処されることを望む。

(4) 新型コロナの影響で来客者数が減少していたが、天平の湯、研修館及び天平ろまん館の利用者数が回復傾向にあることは、喜ばしいことではあるが、今後は、アフターコロナを見据え、ウィズコロナに対応できる常設展示、企画展示等抜かりなく対策を立て、健全運営に努力されることを望む。

(5) 天平の湯及び天平ろまん館のテナントの取扱いが、地方自治法、施設の設置条例、同施行規則及び基本協定に明文化されていないため、所管課及び指定管理者において、契約書等の管理が乱雑で不適切である。

当監査において、テナントは「施設の転貸（又貸し）になるのではないかと種々監査し検討したところ、まず、各施設の設置条例施行規則第8条に、「特に承認を受けた者以外の営業行為の禁止」が規定されている。また、基本協定第6条（業務の範囲）第2号には「使用許可に関する事」、基本協定第9条（業務範囲以外の業務）には、「自主事業を実施する場合は、あらかじめ甲（町）の承認を得るもの

とする」という文言があるが、それぞれの規定から感じることは、「利用許可」、「使用許可」が何を指しているのか、イベントのような一時的な使用からテナントのような通年使用までを想定しているのか、不明瞭で非常にわかりにくい。

来年度からの新協定書については、町及び指定管理者においてそれらを明確にし、基本協定書等に明文化すべきであると思われる。

- (6) 天平の湯及び天平ろまん館の所管課においては、協定書備品の現況確認が両施設とも開業以来されていないことが確認されたが、振興公社においては、小職の指導により、8割程度の確認が済んでいるので、未確認部分を振興公社と共に確認して台帳を補完し、来年度の協定書作成及び今後の適切な施設管理につなげることを望む。
- (7) 振興公社の決算書から見えた流動資産と流動負債の不均衡な額10,703千円と固定負債25,000千円の合計35,703千円は、振興公社の経営を圧迫し、それが赤字決算の要因のひとつだと思われる。この問題の未解消の責任は、折々に適切に処理してこなかった町及び地域振興社の双方にあると思われるので、今後は、お互い慎重に協議し、解決を図ることを望む。